

第11回

「北区NPO・ボランティア活動促進委員会」議事録

日 時：平成16年9月14日(火)午後7時から

会 場：北とぴあ 8階801会議室

出席委員：武藤 博己(法政大学法学部教授)

渡戸 一郎(明星大学人文学部教授)

我妻 澄江(北区女性のネットワーク副代表)

松下 正義(北区小学校PTA連合会会長)

竹腰 里子(北区リサイクラー活動機構理事長)

田辺恵一郎(北区地域情報化推進協議会理事)

榎谷 雅司(北区子どもの本に関する連絡会代表)

鈴木 将雄(東十条3丁目町会会長)

富田 順子(白樺会会長)

横尾 和博(公募委員)

仁尾 光宏(公募委員)

富田 常子(公募委員)

田中 清隆(公募委員)

事務局：秋元 憲 地域振興部長

小林 義宗 地域振興課長

湯本 国夫 地域振興係長

木澤 実 地域振興係主査

中山 純一 地域振興係主事

次 第

1. 議 題

- (1) 第10回議事録(概要版)の確定について
- (2) 「北区NPO・ボランティア活動推進委員会」報告書構成(案)について
- (3) 「北区NPO・ボランティア活動促進委員会」報告書(案)第一章～第三章まで
- (4) 次回の日程
- (5) その他

## 開 会

委員長

第11回NPO・ボランティア活動促進委員会を始めさせていただきます。

最初に、副委員長をお引き受けいただいた渡戸先生からごあいさつをお願いしたいと思います。

副委員長

以前、市民活動の進め方についての会議に参加しておりましたので、短い期間ですけれどもお役に立つことができればと思い参加させていただきました。

専門は社会学なので、行政学のご専門である武藤先生とちょっとアプローチが違うところがありますけれども、北区の住民活動の歩みとか、あるいは市民活動と言われる場合のくくり方についての議論とか、そういうことを思い返しながら皆様のご議論に参加させていただきたいと思います。

委員長

先生には、区民活動促進検討委員会のときに副委員長をやっていただきました。従いまして、北区の現状についてはご存じであり、また、基本構想の委員もされておられます。お住まいは北区ではありませんけれど近いということもあり、お願いしやすかったということでございます。本委員会は残り数回の開催となりますが、今回は状況をおわかりになっている渡戸先生にお願いをしたということでございます。

## 1 . 議 題

委員長

それでは議事に入っていきたいと思います。お手元には報告書の構成（案）についてという資料1、それから資料2が報告書（案）の一章から三章まで。それから、資料番号はありませんが、活動促進委員会の前回の議事録がございます。

まず、議事録についてですが、9月24日の金曜日までに最終的な訂正をお願いいたします。

次に、北区NPO・ボランティア活動促進委員会報告書構成（案）について、まず事務局から説明していただきます。

事務局

それでは、事務局の方から構成（案）について説明させていただきます。

まず、この報告書の内容は、この促進委員会のおおよそ2年間の活動内容についての報告ということになります。活動内容は二つあります。一つは「NPO・ボランティアぷらざ」の開設準備、それからその運営における協議・検討内容であり、もう一つは「協働」の進め方、取り組みについての協議・検討という内容になります。この二つの協議・検討内容を報告書としてまとめたのがこの報告書であるということになります。

次に、この報告書の構成（案）について説明いたします。

第1章では、「協働とは」として、協働についての社会的な背景とか基礎的な概念について説明をさせていただきます。

第2章では、協働事例から導き出される教訓として、三つの事例を紹介させていただきました。一つはエコー広場館における事例、二つめは北区地域情報化推進協議会における事例です。この内容につきましては、以前にお配りしました「協働事業事例集2002」というところから抜粋いたしました。この促進委員会委員の中で、実際にこのような協働事例に関わった方がおり、そのような体験がこの「北区NPO・ボランティアぷらざ」開設の協議・検討に反映されているということで、この二つの事例を挙げました。

それから2番目としまして、この促進会での検討・協議した内容であります「北区NPO・ボランティアぷらざ」の開設に至る協働への取組について事例紹介させていただきました。

第3章では、北区版「協働」の提案として、北区としてどのように「協働」に取り組んでいくのかという、基本的な原則とか視点などについて示しました。

第4章、ここから先は具体的な「協働」の進め方について「協働」マニュアルの提案という形で示しました。「協働」マニュアルにつきましては、実際、マニュアルをつくるのは区で作るとしても、そのマニュアル作成指針といいますが、マニュアル作成について留意すべきポイントについて、皆さんの意見の中から集約してこの場所に示させていただいております。

それから第5章、これは区として協働型行政を推進していく上で、どのような体制づくりが必要か、あるいは「協働」を推進していくためにどのような事業を提案していくべきかという内容になっております。以上が全体の構成(案)です。

委員長

資料の2の方が、この1、2、3章について書いたものの具体的な案であります。ここではその細かい中身に入る前に、この委員会の報告書をどのように作るかについて、まず、議論をしていきたいと思います。

まず最初にこの委員会では、どのような「ぷらざ」を設置するかについての検討を行いました。「ぷらざ」は11月にオープンしましたが、その経緯についても報告書の中に入れるという意味でしょうか。

事務局

そうです。

委員長

そうすると、この報告書(案)の1、2、3、4、5章の中で、その「ぷらざ」の設置に関わるというのは、2章の2の部分に協働事例として入れるということになります。

事務局

その部分に事例として紹介させていただきました。ただ、この取組を通じて様々な意見をいただき、その意見はいろいろなところで反映されてくるとは思います。ただ、「ぷらざ」の事例については、この場所で紹介させていただいたということです。

委員長

「ぷらざ」設置に関して委員会で提言してきたことについて、何かまとめましたっけ。

事務局

多分なかったと思います。

委員長

まとめなかったですね。まとめるどころか、どんどん事実を超えていってしまった。当初は10月開設だったのが11月に延びた。どのような形で「ぷらざ」を設置するかについて、委員会でさんざん議論し、実際に動き始めた。従って、委員会の報告書の内容として「ぷらざ」の設置と「協働」という二つのポイントがあるというなら、その「ぷらざ」の設置に委員会がどのように関わってきたかということを示す部分がないと好ましくないという気がします。また、この委員会の二年間の活動を締めくくるに当たり報告書をつくるというのであるなら、「ぷらざ」に関してはもう昨年のことであり、委員会として関わったことについて少し詳しく書けばいいのではないのでしょうか。むしろ、北区における「協働」をどう進めていくかということに収れんした全体の構成を考える方がいいので

はないかと思いますが。

地域振興部長

第2章の1のところ「協働」を考えると書いてあり事例紹介が二つ具体的に載っていますが、その一つとして「ぶらざ」の開設に関わる取り組みということにすればいいわけですか。

委員長

この委員会は、去年は、「ぶらざ」の設置についての議論をしてきたし、後半は「協働」の議論に入りかけたということですよ。ちょっと気にかかったのは「ぶらざ」設置についての議論がこの報告書(案)の中に入っていないのではないかと、ということなんです。

委員

この報告書が、促進委員会の二年間の活動のまとめとは思ってなかったものですから違和感があるのです。最近の議論は、そのマニュアルを作りましょうというところに収められていたと思うものですから。1章、2章のところの「ぶらざ」以外のところは別に書く必要はないと思うし、「ぶらざ」として分けるなら1部、2部の方がいいんじゃないかと思うのですが。こういう形で整理して、方針とか考え方をPRしていくという意味では作る必要があり、別物の方がわかりやすいし、使い勝手がいいんじゃないかなと。

委員

長いこと話し合ってきて、そのうちの何回かは随分白熱して「ぶらざ」について話し合い、関わってきているわけですから、そのことを報告書に入れないと一体この促進委員会は何をしてきたんだということになるので、「ぶらざ」と「機構」の両方は報告書の内容に入れていただいた方がいいと思います。ただ、北区協働事業事例集からの事例紹介をここでなくてもいいんじゃないかと思いません。促進委員会で議論してきた「ぶらざ」と「機構」を成果の一つとして取り上げて章を分ける。それとは別に「協働」マニュアルについて書く、というふうに二つにしたらどうかという気がしますけれど。

委員

協働事例で紹介された二つの団体と「北区NPO・ボランティアぶらざ」については、北区版マニュアルをつくる議論の中で、北区ではこういう取り組みがあったというオリジナリティーを出し、さらに北区ではこうしたいという部分として必要だと感じます。

委員

私もこの二つの事例については、必要ないと考えます。ただ、もし載せるとしたら、正確に載せてほしいと思います。誤解を生じる記述が幾つかありました。例えば、「地域情報化推進協議会」と「IVIS」との関係について、「IVIS」の後に「地域情報化推進協議会」ができたという誤解されかねない。「IVIS」は別組織として存在しているわけですから。また、この「エコ広場館」の協働事業についても、「計画づくりから」と記載されていますが、だれが計画をしたのかなど、あいまいな表現ではなくて、正確に伝わるような記述の仕方というのを心がけていただきたいと思います。

委員長

全体の構成についてのご意見は、1、2、3章は要らなくて、4章、5章を中心でいいんじゃないかというお話がありましたが、やはり2年間の活動の集大成としての報告書の方がいいのではないかと感じております。

2年間の活動報告書という意味からすれば、「ぶらざ」の設置とその運営の仕組みについて、この委員会がずっと検討し、取り組んできたことですから、そのことはしっかりと書きたいと思います。

また、「エコ広場館」の開設や「地域情報化」の取組に関する意見は、「事例から導き出される教訓」の中に反映されていますので、まず、「ぶらざ」の開設に至る経緯を中心に書き、「エコ広場館」と「地域情報化」については参考資料的なものとしてつけ加えるというようにしたらどうかと思います。

「ぶらざ」に関する部分を一つの章として、事実経過を中心に、この委員会がどう関わってきたかという側面を明らかにするような形で1章を書くということになります。

それから、重要なのは「協働」マニュアルの提案です。マニュアル自体は行政が進めるための行政が作る「協働」マニュアルと、それから市民活動の方で、あるいはNPOの方でつくる「協働」のマニュアルがあると思います。少なくともこの委員会は行政の委員会ですから、行政が作るマニュアルに対して、こういうものを作りなさいということを提言することが重要な部分となります。

ただし、「協働」について皆さんが共通認識を持っているわけではないので、この報告書の1章とか3章は必要になると思います。ただ、北区版3章の中に「協働」とは何かということを入れてしまえば、1章から3章までを分ける必要はないと思います。要するに、「協働」マニュアルを提言するための前提として、「協働」とはこうで、「協働」の原則とか視点はこんなものですよということを書けばいいのではないかなと思います。そして4章があり、最後に、どう「協働」を推進していくかという話として第5章が最後にくることになると思います。

そういうふうに考えたとき、2、3、4章の順番はどういうふうにすればいいかについては、もう少し議論が進んでからでもいいのではないかなと思います。

委員

先ほどの話は、4章、5章だけでいいという話ではなくて、活動報告書にするのか成果物にするのかという発想なんです。活動は、やってきたことを時系列で書かなきゃいけないというイメージがあるんですけど、成果物として検討報告を二つ書けばいいのではないかと。2年の成果物ですから、「協働」の視点としてこういうものがあり「ぶらざ」をつくりましたで一つ。マニュアルづくりとしてこういうものを提言しますということが一つ、それだけでいいんじゃないですか。あと、3章に関しては、提言したものがそのまま4章に反映されているはずなので、ここでいろいろなことを言う必要はないと思っています。1章、3章をまとめて1章でいいのではないかと。

それから、「北区版協働の提案」とありますが、その提案の結論として4章のマニュアルづくりの提言に繋がっている。そもそも3章の提案については議論していないし、具体的なものがないと思いますので、ここで書く必要がないのではないかなと思います。

ですから、「ぶらざ」の話とマニュアルの話についてそこだけを切り抜いて使える形の方がいいのではと思います。報告書というより成果物は二つですという使い方のほうが書きやすいし、使いやすいかなと。

委員長

第1部は「ぶらざ」、第2部としてマニュアルという形で、マニュアルの中の第1章が原則的なことを書き、4章がポイントについて書くことになると中身は確かに似てくると思います。マニュアルをこんなふうを作り、そのマニュアルをつくるためにどのように進めていくかという、3章構成（第一部は「ぶらざ」）になるのかなという話ですね。いかがでしょうか。

地域振興部長

確認なんですけど、第1部で報告書、第2部が提言ということでもいいんですか。

委員長

1部が「ぷらざ」についての報告書であり、2部は「協働」マニュアルについての提言を中心とした報告書となります。2章は「北区版協働の提案のための事例紹介」という書き方なんです。そうではなくて、「ぷらざ」に対してどのようにこの委員会が関わってきたか、その活動報告的なものになるんじゃないかと思います。

地域振興部長

それはいいんですけど、「エコー広場館」開設における事例と「地域情報化」における事例と、これから導き出された教訓があって、そういった論議を通じて「協働」とは何ぞやとか、北区版の「協働」はどうあるべきかという議論があって、それをバックグラウンドとして提言という形が出てくるんじゃないかなと思っています。「ぷらざ」の取り組みだけで「協働」の教訓が導き出されるか、それだけで提言に結びつけることができるかということです。

委員長

なるほど。そういうふうに言うと、やっぱり「エコー広場館」と「地域情報化」の事例はかなり重要な位置を占めますね。

地域振興部長

成果品とはまるっきり別のものであるということはわかるんです。報告書は報告書、提言は提言と、それはわかりますが。

委員

4章を出すための整理の部分、議論の過程の部分として、その部分については、報告書としては必要だと思うのです。ただ、今、必要なのは機構を説明できるバックグラウンドについてのものとマニュアルづくりへの提言ということであり、その部分については、書かなくてもいいのではないかと思います。

委員

結局は、「ぷらざ」がいきなり開設するとは書けません。今までのいきさつがあり、提言があり、実現がどうしても必要だということで「ぷらざ」を開設した。「エコー広場館」とか「地域情報化」の事例と「ぷらざ」の開設事例を同位置に挙げるのではなくて、非常に参考になる前段として位置づけないとおかしいですね。

委員長

そうですね。一番の問題は「エコー広場館」と「地域情報化」の問題をどういうふうに位置づけるかということで、部長は北区の協働を考える上で重要な事例として位置づけるべきだ、位置づけられるのではないかというご意見ですが、先ほどの委員の発言は、「ぷらざ」に関して委員会が関わったところでいいのではないか、むしろ、「エコー広場館」や「地域情報化」の問題はもう既に紹介されていることだから、ここで取り上げなくてもいいのではないかという、そういう違いだと私は理解しています。

委員

考え方としてはやっぱり部長の言われるような経緯があり、そこはバックグラウンドとして持っていないといけない。ただ、まとめるときには「ぷらざ」を中心に書けばおのずとそういう話も出てくるはずだろうと思っています。そうでないと、「機構」のバックグラウンドがでてこないのです。「機構」は何を目指しているのか、どういうバックグラウンドがあるのか、というときに、これですというのが出てこない気がするのです。

委員

やはり「ぷらざ」開設に至る報告事例ということで、促進委員会と実際に「機構」までに至った経過が見えないといけませんね。それから、大事なのは、この促進委員会が北区に対して、マニュアルについて提言としてまとめるということがこの促進委員会の設置目的だと思うんですね。基本的にはその二つを踏まえて1部、2部としたらどうかと思いますね。

委員

1章、2章、3章、4章があって5章という、そういうストーリー性があるものですから、報告書としてはその方がきれいだと思うんですよ。ただ、報告書で終わらせたくない。あえてそういう報告書の形式をとらなくても、成果物を中心にまとめた方が使いやすいというだけなんですけれども。

委員長

では、北区の経験（協働事例）は書いておくことと、「ぷらざ」についてはどういう経緯でできたのかというのがわかるような中身がここには欲しいというわけですよ。それが第1部となります。第2部の方は、それを踏まえた上での北区の協働ということについて考えていく。その中身は原則的な問題と、それからマニュアルのポイントになることと、それから今後どうするかという三つの問題があったということでもまとめさせていただきます。

では、構成につきましては、そのようにさせていただきます。

（了承）

委員長

副委員長はどうか、聞いていて。

副委員長

私は今までの話の経緯が少しわかったという印象ですけれども、読む側が明確にわかる構成にした方がいいと思いました。

委員長

次の議題です。資料の2の方にNPO・ボランティア活動促進委員会報告書の（案）があって、ちょっと章立ては変わりましたが、一章から三章までという形になっております。まずは文章の中身のところを議論していただきたいと思います。事務局から説明させていただきます。

事務局

それでは、第一章、「協働とは」というところの説明をさせていただきます。

内容は全部で四つあります。まず、1のところ、「なぜ協働なのか」というところで「協働」についての社会的な背景と北区での「協働」への取り組みについて示してあります。それから、2のところ「協働」の定義です。それから3、「協働」によって期待される効果。（1）から（3）までの一般的な効果、（4）のところ皆さんからいただいた意見をまとめてあります。それから4のところ市民活動団体と行政との関係。「協働」を進める上での基本的な視点について書いてあります。

委員長

最初の一章、なぜ「協働」なのかという最初のところで、「協働」の必要性について一般論を述べています。この実現に向けてという以下のところは、このNPO・ボランティア活動促進委員会が出来た経緯が書かれています。

まず一章の1の「なぜ協働なのか」というところで何かお気づきの点はございますか。

委員

用語のご質問になるんですけども、「市民活動」という場合には、町会や自治会やいろいろな

活動を指しているけれど、「市民活動団体」といった場合に、射程としてはどの範囲まで指すのか。仮に町会とか自治会まで含んで考えるとすれば、当然、そのためのルールなり考え方も変わってくる。その市民活動団体というところの枠を確認していただければと思うのですが、

事務局

基本的には「市民活動」という言葉自体は「NPO・ボランティア」という言葉でとらえていると思います。

委員長

「市民活動」という言葉を区民活動促進検討委員会では使ったのですが。結局、「市民活動」という概念そのものは好ましくないという強いご意見があり、結果として「NPO・ボランティア」という名称になっているんですね。また「市民活動」を使っているのかというお叱りの言葉が出てくると、委員会としてもやりづらいところがあります。

地域振興部長

区として指針をつくったときのタイトルとしては「NPO・ボランティア活動促進指針」としたんですね。それは行政側の事情もありますし、議会との関係もあるし、もろもろあってそういう形をとったけれど、促進委員会が「市民活動」という言葉を使っちゃいけないということにはならないと思うんですね。

委員長

「市民活動」のままいくとしても、町内会・自治会は入るのか入らないのか。私は入ってもいいと思っているのですが。この委員会では町内会・自治会関係者とNPO関係者の全員参加型ですね。それぞれの団体は基本的には性格は違うという議論はあるんですが、そこを細かく考えずに、公益的な互助・共助の活動をされているということで、ここでは一緒になっているんです。

委員

私もその理解で。ただ、具体的なマニュアルをつくる時に、例えば協働事業を公募するときに、現実の部分となじまない部分が出てくるのではないかと、そのところが心配になったんです。

委員

町内活動って自主団体なんです。まさに「協働」してやっていると思っています。例えば、防災活動一つとっても行政と住民と「協働」でやっている活動ですのでそこは仕分けはないと思います。

地域振興部長

歴史的な沿革とか背景が違うと思うんですけども、地縁団体もここで言っている市民活動団体ということに含めて何か不都合があるんですか。

委員長

社会学的な分け方をすると、そのゲゼルシャフト、ゲマインシャフトというような違いがあるんですけどね、アソシエーションとコミュニティ。要するに地域の人たちが原則全員参加して、その地域に根差した活動をするのがコミュニティとかゲマインで、共同体ですね。それに対して、ボランティアに集まってつくったゲゼルシャフトとかアソシエーションは目的を達成するための組織ですから、共同体と組織と一緒にしちゃうのは社会学的にも組織の類型から見てもおかしいんじゃないかという議論は可能です。ただ、主体は両方とも市民ですから、そこに着目すればみんな市民活動ですよというふうに言ってもいいんですが。

委員

一般の方は、私たちの活動は市民活動だと思っていると思います。地域の中には、町会の人と自



分の目的を持って活動されている方と両方の方がおられますから。わかりづらいと思います。

地域振興部長

ゲマインシャフトとは言い切れない部分があるということですか。

委員長

例えば子ども会活動というのは非常にNPOに近くて、子供のための活動で、目的が明確で、その子ども会の人たちだけが集まっている。他方、自治会・町内会の町内会長さんのような仕事は、地域の人をまとめる話ですから、NPOではなくてむしろコミュニティになる。

委員

そのところを、この委員会で決めるのであれば明確にしなければならないのですが、町内会も全部入るといって出発しましたよね。

委員長

そうですね、最初から入るといって進めてきました。

ただ問題は、町内会が地縁的な団体として活動している中で、新たに「協働」を進めていくときに手続上問題が出てこないかということです。例えば「対等」と言っておきながら、町内会と行政は本当に対等なのか。相互契約ではなく中には押しつけられたと考える人がいるかもしれない。「対等」だと言いながら、実は「対等」ではない。「対等性の原則」から町内会と行政との関係を見ていくと、ぐちゃぐちゃにならないか、原則が崩れてしまわないかという心配ですよ。

ただ、「協働」を進めるとき、公募の中に自治会が入ってくることは、別に排除することはないので、それはそれで大丈夫じゃないかと思います。

委員

実際の町会長さんを見ていますと、基本的に町会長の仕事が第一で、ボランティアとかNPO的な発想とか行動をすることが難しいと思われれます。今後、変わっていくと思います。変わらなければ意識改革につながらないわけで、やはり世代交代というのは大きな引き金だと思います。そんなことも含めて考えると、「市民活動団体に準ずる」団体ということで、町内会も市民活動団体に含まれると考えるのがいいのではないのでしょうか。

委員

言葉の問題なんですけれど、「公共サービス」と「社会サービス」と、二つの言葉が出てきて、混在していると思いますが、それと、「この報告書の目的」という一文は必要ではないでしょうか。

委員長

報告書の前書きはつくりますよね。形は区長に対する答申となります。北区のNPO・ボランティアを活性化するために検討してくださいということに対する答申がこの報告書の目的となります。

委員

今、目的という話が出たのですが、報告書ですからまずこの促進委員会のミッションがあって、次に、「協働」の定義などがあるって、そして、私たちは「ぷらざ」に関するこういう提言をしました、活動をしました、となるのではないかと思うのですが。

委員長

報告書としての形式を整える形をとっていただければ、明確になっていくと思います。確かに、最初に「協働とは」というのは変な感じがしますから、「はじめに」とかですかね。

委員

これは、「協働」に関する提言書ではなく報告書にするわけですよ。だから促進委員会として

のミッションがはっきりしないと報告書のテーマにならないのではないですか。

委員長

そうですね。おっしゃるとおりだと思いますね。

それから、「公共サービス」と「社会サービス」についてですが。市民社会が存続していくために必要なサービスのうち、行政が関わるような、あるいは公的資金が入っていくような部分を「公共サービス」と呼んでいるんですね。「社会サービス」そのものは、例えばレストランのようなものも市民社会には必要ですけど、そこが安全な食べ物をつくっているかというので衛生関係の規制が入ります。規制が入っているからといって「公共サービス」とは言えない。「公共サービス」というとやはり公共的な資金が入ることがポイントだと思うのです。例えば保育園と幼稚園というのを比べてみると、公的資金の入り方、要するに税金の入り方は保育園の方が多くて幼稚園の方が少ないんですね。でも両方とも子どもの成長にとって必要だということから税金が入っているので、それは「公共サービス」だと考えられている。でも、ちびっこ園のようなところには今のところまだ補助金は入っていないんですが、規制だけがかかっている。「社会サービス」、「公共サービス」の枠組みの中で「公共サービス」が広がっていくというのは「新しい公共」のような考え方を示している。ただ、そのような説明がなく使われているので、「公共サービス」、「社会サービス」をもう少し説明しないといけないかもしれませんね。

委員

教科書だと、（注）とか下の方に欄外を設けるなど、さすがに答申というか報告書となるとそれはできないでしょうね。

委員長

いやいや、そんなことないです。ちゃんと言葉の説明をつけた方がいいかもしれませんね。

ほかにもそういうものがあれば、共通のスタイルを考えたいと思います。

委員

第1章の「協働とは」がおかしいということですね。

委員

というか、うちのミッションはそれを進めるために「ぶらざ」をつくり「機構」をつくりましたというのが第一なんじゃないですか。ここで定義、協働云々じゃないような気がするんですね。「協働」マニュアルをつくるに当たってどこを中心にマニュアルをつくれればいいのか。その「協働」のところをはっきりさせるために「協働」の定義とか議論をしていたはずで、「協働とは」というための議論ではなかった気がするんですけど。

委員長

そこは書き方の問題で、前書きは前書きでつくります。「はじめに」というところでこの報告書はどんな意味を持っているのか、委員会はどのような形で何を目的としたのかということについては入れますが、それはミッションではなくて委員会の役割のようなものだろうと思うんですけど。

地域振興部長

今の疑問なんですけれど、1部で「ぶらざ」の開設など取り組みの報告、2部で原則とかマニュアルの提言などについて書くということを確認したわけですから、あとは、項目の章立てやタイトルをどういうふうにするかという問題、テクニックの問題だと思います。中身の議論をしていただき、さきほど確認したスタイルに書き直すということでもいいのではないですか。

委員長

「協働」マニュアルの提言の中で、「協働」とはどんなことを言っているのかというのは書かないといけませんね。ただ、他の自治体の協働の定義について、東京都から始まって千葉県まで入っていますけれども、こんなふうに掲載する必要があるかどうかは別の問題になりますけれど。

最後の「北区における協働は」という、5ページの上の(2)の最後の段落のところですが、「市民活動と行政とが、お互いその特性を理解、尊重しあい、共通の地域課題の解決に向け、対等の立場で取り組むこと」と定義づけをすることとします、とこう書いてありますが、ここだけが突然出てきてもわかりづらい。むしろ、北区における協働の定義はこうだと最初に出した後、なぜそういうふうになってきたのかという説明をする。「協働」の定義について委員会としてどういうふうにかえるかというのが、今、読み上げたところなんですけど、ここはどうでしょうか。市民活動団体と行政とが これは市民活動団体というのは、先ほどの、もう少し広い意味合いで、あえて言うならば企業が入るかどうかが、まともに議論するとなかなか難しくなってしまうと思うんですが。

委員

4のところの各自治体の事例のところの下線が引いてありますね。それをみんなこっちへ持ってきたのかな。

委員

その上の から、「協働」という言葉に共通する要素・必要条件について整備したものをもう一回言っているということですよ。

委員

ポイントに線を引いたということで、実際の報告書としてはこの線は要らないんですよ。

委員長

そうですね。これは後ろの方に何か参考で、注でも書いて、ほかではこうですというようなものを入れるかどうかですね。いかがでしょうか。

(なし)

委員長

その書き方として、北区としてはこういうふうに提言を考えますと最初にどーんと出してくる。そして、なぜそんなふうにかえるのかということについて、ほかの自治体でもこんなことを要素として実施しているというような一般論の文章を書きながら、研究者の解説ではこんな要素が挙がっているとか、それから、ほかの自治体の要素としてはこんなことが挙がっているというような、そういう書き方をして、北区としてはこんなふうにかえたというような文章がいいんじゃないかと思います。あえてつけるならば、参考としてほかの自治体の事例もこういう定義になっていますというのは入れてもいいかなと思います。

委員

これ、だれに読んでもらいたいのかという話だと思うんです。北区における「協働」について、疑問に思っているのは団体でいいのか、個人がどこまで入るのかということなんです。それがあって北区は「協働」で何を指すのか、これの効果があるため北区はここを目指します、と。そして、「協働」の例としてはこんなものがあって、今の考え方からするとこういうのが「協働」のタイプに該当しますねと書いた方がわかるんじゃないですか。抽象的な議論をするよりも、区民が読んでわかる「協働って何」というのをはっきりと示した方がいいと思うんですけど。

委員長

それは、ここで言うと2章の部分に書かれてくる話で、全体を読んでいただくとわかりますが。

まず、だれに向かって書くのかというと、答申は区長にするんですが、やっぱり関心がある区民の方に、委員会はどういうふうに考えたかということがわかるように説明することが私たちの責任だと考えております。

委員

その説明というのはどういう説明になるのですか。

委員長

なぜ、私たちは「協働」をこういうふうに定義したかということについての説明ですね。

委員

それを例示する方がわかりやすいんじゃないですか。

こういうものが、私たちが考えた「協働」なんですというものを示した方がわかりやすくないですか。これが目指すもので、こういうものを「協働」と考えています、と。

委員

なぜ「協働」が議論されているか。課題を解決するためにあるわけですね。その解決を市民だけでなく行政と一緒に解決していこうと。単純に言えば、市民も一緒にやってみようという呼びかけですよ。

委員長

では、部分部分で結構ですので、事務局に、このところはこのように書いてほしいとか、この部分は正確でないからこういうふうに直してほしいというように、次回の報告書（案）に載るように具体的に文章でご提言いただきたいと思います。それと、今日の議論を踏まえて事務局の報告書（案）を訂正できるような日程を考えていくというのはいかがでしょうか。

委員

緩やかな連携（つかず、離れず）なんて括弧をつけているけど、書くならこんな表現でいいのかなと思いますよね。おかしいところは確かにあるけど。皆さん気がついたところを自分でこういうふうにしたらどうだろうということをお互いに出し合った方がいいと思います。

委員長

あるいは、この場での発言がテープに記録されますので、事務局はその議事録を見ながら直せるということにもなりますので。

委員

送っていただいたコンテンツを見させていただきましてよくできていると思いました。私を書くとしてもこういうことになろうかなと。細かい文言とか具体的な言い回しは別にして、基本的な大きなコンセプトというのはやっぱりこういうことになろうかなと思います。基本的には「協働とは」という概念整理がまず頭に来る。前回の指針などを踏襲するという意味では、概念整理はしておいた方がいいだろうということで。それから、具体的な例示を出して、それから課題とか展望みたいなものを示していく。あとは、個々の問題で、具体的にここを直した方がいいという意見を出していけばいいのではないのでしょうか。

委員長

はい。では、今5ページの上のところのこの「協働」の定義のところまで文言も含めて議論していましたが、次は3のところ。時間の関係がありますので、3と4をあわせてその部分でどうでしょうか。

ここは「協働」によって期待される効果ということですが、（1）が住民にとって期待される効

果ですね。地域社会における生活の質、心の豊かさや自助力の向上。(2)市民活動団体にとって、活動の拡大と地域の活性化。(3)行政にとっての効果のようなもので、政策の質の向上と行政改革の促進。(4)は「意見」ということになっているんですが、ここでの委員会の議論の中から前回の議論を中心にまとめていくと、区民と区の信頼関係が強まる。それから、住民自治を実現し活力ある地域社会を創造する。それから、行政の効率化が図れる。こういうふう全部で六つ挙がっているのですが、(4)のところは意見だけになっていますから、少し文章化をここはさせていただくようにしたいと思っております。この六つの中で、例えば行政の効率化を図れるというのは、これは行政の(3)のところに入っていきと思われま。そうしますと(4)のというのは三者の関係についての効果ですね。相互の信頼関係が強まっていくと。だから、これを(4)とするんですね。それから、(4)のこの(4)の(5)にして、住民自治を実現し活力ある地域社会を創造するというのは、その市民活動団体、行政を全部含んだ市民社会の活性化というような、そういう意味にとらえると、それは効果の5番目ということになりますから、それは(5)になります。そういう整理の仕方でもこの効果を書きなおしていただこうかと思っております。最後の(3)の方に入れてしまうということですね。

そうすると、4の、次の市民活動団体と行政との関係で、「協働」を進める基本的な視点というのは、これは後の方に出てきますね。ここで書くべきかどうか。これはむしろ、区と区民の信頼関係というか、区と区民だけではなくて区民活動団体との信頼関係、その三者の関係がその相互理解が進んでいくということですから、信頼関係も、というような、(4)の効果に関連するようなところですね。ちょっとここも中身に即して整理し直していただくということにしたいと思います。

第2章のところは、先ほどの議論で第2章という形ではなくて、むしろ第1部として委員会の昨年度の活動を中心に、その委員会の報告書として委員会が何をやってきたかという視点からまず書くということですね。その中の中心は、「ぶらざ」とそれから「ぶらざ」の運営、「機構」の問題として整理し直していただくということです。

先ほどの議論では第1部、第2部とする。第1部はこの「ぶらざ」関係の記述、第2部は「協働」のマニュアルのこれから議論していくところということなんですが、その第1部の部分がこの第2章に当たります。位置づけとしては「ぶらざ」を中心に書くのですが、「エコー広場館」と「地域情報化」についても北区における「協働」の事例として重要であり、マニュアルへの影響も強いので記述しておくという結論になったかと思っております。

この文章全体について丹念に読んでいただき、書き加えるべきところ、書き直すところがありましたら次回までにご指摘いただければと思います。

委員

この協働事業にかかわった人たちの意見として行政側とそれから市民活動団体側と両方の意見が出ておりますが、行政側の対応がもうちょっとわかるような記述があるといいのかなと思います。

例えば行政の人たちに読んでいただいたときに、行政としてこういうことをしたらいいんじゃないかというようなものが感じ取れるような内容がいいと。団体の立場からの意見と行政側からの意見とがある程度わかるようにして、行政の反省とか意見が出ているとちょっと違う感じになるのかなと。

委員長

この意見のところは上に述べてきたことを証明するような、補強するような意見をここに書くべきだと思います。上に書き込めなかったことを書くために意見を挙げたというのであるならば、ここは、意見として書くのではなくて文章にして、提言文としてその本文の中に書き込むべきなんではな

いかと思うんですけど。

委員

ここに教訓と書いてありますが、導き出される教訓とは何なのかがわからないのです。先ほどの意見もちゃんと書きなさいという話につながってくるのだと思うのですけれど。

委員長

何のためにというのは先ほどから議論しているように、委員会の報告書ですから委員会としてかわってきたその「ぷらざ」の開設事例をまず書くということですね。それから、「エコー広場館」と「地域情報化」はその後、参考事例として書いてくる。

委員

「ぷらざ」の位置づけが「協働」をうまくやりましたという例ではないと思うんですね、だからこの二つの事例から何が必要かというのがわかってきて、「ぷらざ」が欲しくなったという組み立てだと思っんですけど。だから並列な事例じゃないと思うんですね。「ぷらざ」は協働の事例ではないというふうに思っんですけど。だから教訓という意味ではこれは合っていると思っているんですよ。「協働」をうまくやりました二つのいい事例があります、と。そこから北区で「協働」を進めるために何が必要かという議論の結果、「ぷらざ」をつくりましょうというふうになったんだという話だと思っんですけど。だから「協働」の事例ではないと思うんですけどね。

地域振興部長

それは先ほど確認したんじゃないですか。「ぷらざ」の取り組みを報告書としてまとめると。そのまとめの中で「エコー広場館」なり「地域情報化」の取り組みから導き出される教訓をもとにして、「ぷらざ」の取り組みがなされたと。

委員長

先ほどの議論を踏まえて大枠は直します。ただ、個別の部分の表現等について、次に書き直すときの注意すべきところは何かございますかと、こういう議論なんですけど。

委員

行政側の意見って、協働事業にもこの間かかわったわけだから、もしあれば、書かせていただきます。要するに役割分担の話だから、行政と民間はそれぞれ役割があるわけですよ。それがうまく果たせたということでしょう。

委員長

8ページの(2)の情報化のところですが、ここら辺の表現が少し誤解を生じさせるのではないかというご指摘があり、中身について、もう少し目を通していただいて、直すべきところをまたご指摘ください。それから、「ぷらざ」のところも、だれか責任を持って読んでいただく方がいらっしゃるとういかなと思います。

構成のところはおおむねよろしいということです。委員会としての報告は二つあって、第1部の部分がこの「ぷらざ」について。委員会としてどうかかわってきたのかということを書き加えることが、委員会の報告書にはなるだろうと。それから第2部はその委員会の今年度の提言としてマニュアルをつくったらどうかと。マニュアルのポイントはこうですよというようなことを示すのは第2部で、というような議論をしてきました。今の議論は、第1部の中心的な部分になりますので、また読んでいただいてご指摘をいただけたらと思います。

それでは第3章のところに行きたいと思います。

1として「協働の原則と課題」というタイトルのもとに、「協働」の原則が から まで、

(1)では書かれています。それから(2)では「協働」を進める上での課題として、現状の認識の中から問題がありそうなところを指摘したのが(2)で から まであります。それから(3)のところで「協働」にかかわる意見で、この委員会である議論を集約したものとして とあります。それからその他の意見というので、この委員会の議事録から幾つかの意見が取り出されているというものです。

それから2のところでは、「協働」のための基本的視点として、括弧が四つ入ってまして、全庁的な協働型行政の推進、ワンストップサービスによる「協働」の推進、(3)として「協働」における相互理解の促進と対等性の確保、(4)として公正で透明性のある適正手続きと評価手法の確立と、こうなっております。原則と視点とちょっと重なるところもあって、少し整理が必要であるというふうに私自身も理解しておりますが、いかがでしょうか。

もう一度この全体の構造をご説明すると、1は、最初の部分は原則が九つ載っていると思うんですね。「協働」の原則で、まず相互理解の原則から始まりまして、目的共有の原則、公開の原則、対等の原則、正当な対価の原則、自己変革受容の原則、時限性の原則、自主性尊重の原則、自立化の原則。もう少し集約できるんじゃないかという感じを持っているのと、次の課題というのは現状における問題点のようなものであります。市民活動と行政の相互理解の不足。それは、だから相互理解の原則が最初に出てくるんだという書き方になっていますね。書き方というのは最初に相互理解の原則と挙げておいて、課題のところでは相互理解が不足しているんだと。だからむしろ書き方としては相互理解の不足しているのではないかと、だから原則として相互理解の原則が重要だというような、こんな話になるのかなと思うんですけど。それが本当に第一の原則になるかどうかはちょっと気になります。

それから、その課題のところは問題ですが、特定の市民活動団体だけとの関係が強くなりがちではないかとか、行政、市民活動団体の下請化が進むのではないかと、パートナーとしての選択基準が不十分とか不明確とかというような問題があると。行政の場でも縦割りだという問題があるのではないかと。市民活動と行政との役割分担が不明確だとかですね、「協働」の効果が不透明。市民活動団体の事業遂行能力に対する不安もあるというような、こういう課題が挙がっているわけですね。

3のところはその他の意見がちょっと整理されている。ここも課題であるならば2の方に、提言であるならば別の書き方というふうにした方がいいかなと。

それから、16ページからは基本的視点というふうになって、全庁的な「協働」の推進は行政に対する提言ですね。ワンストップサービスによる「協働」の推進というのも、これも中身は行政に対する提言。それから(3)の「協働」における相互理解の促進と対等性の確保というのは、これは先ほどの原則が相当重複しているというふうに思われるんですが。それから(4)の公正で透明性のある適正手続きと評価手法の確立というのは、例えば適正手続きという、言葉は違うけれども、原則の部分でいうと公開の必要性があることとか、そういうことでは原則の部分との重複があるのと、それから評価ということは今まで出てこなかった話が1個入っている、というようなことですね。

委員

「正当な対価の原則」というのはどういうふうにとったらいいんでしょうか。「協働事業の実施にかかわるコストは双方が応分の負担をして、それに対しては正当な対価が支払われることが必要となります」と書いてありますけれど。

委員長

この九つの原則をもう少し丹念に見ると、本当に守らなくてはいけないのと同じような方がいいな

というのが両方入っているようですね。ですから、私は三つの原則、五つの視点とか、そんなふうに整理するのがいいのではないかと思うのですけどね。「正当な対価の原則」は視点の方にした方が。

委員

それから、「相互理解の原則」。市民活動と行政がそれぞれの長所・短所、立場を理解しあうこととありますが、長所・短所と言わないで、市民活動と行政それぞれの特性を理解するという方がいいと思います。相手の本質というのも難しいですね。

委員

そうしますと、お互いの特性をよく理解して、ぐらいの。

委員

言葉のことを整理すると、三つの原則、五つの視点として、整理していただいた方がいいかなと。「対等」というのは重要だと思うんですね。それから「相互理解」も原則かな。

委員長

それから、時限性の原則なんていうのも。

委員

この報告書の一番の目的は、例えばこういう「協働」を進めることによって一番大切なのは社会にとってどういう効果があるかという話と、それから行政にとってどういうメリットがあるのか。それからそれを支えている市民活動をしているその主体がどういう効果があるかという視点でこの部分を見ていくと、先生のおっしゃられるちょうど三つの原則と五つの視点ということになると思うのです。この原則とこの次の課題がほとんど重複してくる。したがって原則を出して、それがうまくいっていない実情の説明を加えられればいいのではないのでしょうか。そうやると、三つの原則と五つの視点ぐらいにまとまる。大事なのが何が大切かというプライオリティーですね。原則とあるけれど、原則と言うと本当に全部大切だというイメージになっちゃいますが、大切なものはこれとこれですという形で、あと、できたらこの五つの視点は常に押さえた方がいいという、そういう書き方がいいと思うので、今の先生のその三つの原則と五つの視点という話は非常にいいと思います。

あと、個々の表現の仕方とかは、先ほど先生のお話になられたように各人が気になる部分について出していきやり方をしないとうまくまとまらない。そういう意味では各個々のその部分については、また別途ご意見を申し上げるといった形にしたらいかがかと思うんですけど。

委員

ここに書かれている視点には結論が書かれている。でも、その視点をどうするかという議論が何もしていないと思うんです。「対等」ってどういうふうを選ぶのか。選定の方法のところとか、特定団体との関係を強めませんと言っているけれども、強めたっていいんじゃないかという議論もあるわけで。そういうところが何の議論もされていない。

委員長

そうですね。だから行政の方も下書きするのが大変で困ってしまいますね。どんどん議論をしていただければ下書きしやすくなると思うんですけどね。

副委員長

ずっと気になっていたのですが、「全庁的な」というのがありますが、「権力行政」と「サービス行政」がありますが、「権力行政」も「協働」することになるんですか。

それから、「協働」がひとり歩きしているんですね。「協働」するのはいいことだと全庁的になっていて、例えば図書館の分館をNPO団体に指定管理者制度を使って委託していくという話を図書



館の担当者がするわけですよ。じゃあそういうNPO団体というのが地域にあるのかと言うと、調べてませんというわけですね。わからないというわけですよ。とにかくやるんだという方向にどんどんムードの中で動くわけですね、マニュアルができる。その辺が私の危惧するところで。市民活動団体側には「協働」しない自由もあるんです。そういうことをしっかりと書かなきゃいけない。すべて「協働」するのがいいことだとは思わない。

委員

「協働」によってその「権力行政」の言葉を今の新しい時代に適合させ、行政との対立構造からの変革という意味では、「協働」は一つの方法論であると思います。これはすべてが「協働」すべきであるという答申ではなくて、あくまでもその「公共サービス」を充実させていく上で「協働」が重要な検討優先課題であるというレベルの話だと思えます。それから、「権力行政」と「サービス行政」という区分けについては、前にはそういう話がありましたが、そのような区分けを我々は特にしない。過去の討議の中でもそういう話だったと思うんですけど。

先ほど、4章が大切だという話はもっともな話で、4章から具体的なたたき台が出てくると議論がいろいろ起きてくる。その中で一つ一つ確認をとりながら、そのマニュアルとしてこういうものを掲げておくべきだとかの話が出てくる。全部のマニュアル化というのは、もともと、話の中でできるものではないので、方向性だけはしっかり定めておくとか、チェック機能を入れていくことにより、行政がそういうマニュアル化を進めるときに、市民制度のチェックが入るようにしておくような仕組みをつくるか、方法はいろいろあると思います。4章については、まだ具体的な案も出てきていない状況ですので、それはこれからの議論だと思っております。

委員長

それでは、その最初に議論した全体の枠組みも踏まえてそれぞれ書き直す。2部の第2章の「協働」のマニュアルのポイントというところですね。それから最後、2部の第3章ということになるのですが推進体制。「協働」のマニュアルを進めるための今後の方針ですから第2部の第3章がいいかと思いますが、その下書きを、素案をつくっていただいて、次回、事前に送っていただければというふうに思います。それと同時に、今日の議論に基づき直したものを送っていただいて、それについての意見を委員会の前までに出していただき、まとめて資料として提案していただくということで。

委員

事務局案をつくりますよね。それに対して皆さんの委員の意見が出ますね。しかし、その意見に基づいて報告書を直しちゃったらいいということじゃないと思いますよね。大方の方は、もともと事務局案でよかったと思っている。しかし、ある一部のご意見を取り入れてそこを直してしまうと、残りのほかの人たちはいいと思っていることを直されてしまう可能性がありますから。

地域振興部長

じゃあ、再修正は次回の会議後ということで。

委員

その方が私はいいんじゃないかなと。

委員

よろしいですか。事務局が大変だと思うんですが、きょうが14日ですので、きょうコンセンサスの得られた部分については9月25日ごろまでに訂正したものをお出しいただいて、我々がそれを25日に受けて、10月4日、いわゆる1週間ないし10日後ぐらいまでに、それに対する意見を出していくと。4日までに集まらなかったものについては、もうそれは意見がなかったものというふうに見

なす。出てきた意見を全部修正する必要はないわけです。

委員

必要ないですか。

委員

4日までに意見を出していただければ、その中で、もっともだという箇所、例えば簡単に言えばて・に・を・はが間違っていたとか、あるいは章立てがちょっと間違っているという、そういう指摘については事務局側で直していく。基本的なところは直すけれども、対立するような意見のものについて直すという話ではなくて、それは逆に今度の次回の10月18日の委員会のときに、こういうふうに直したけれどもこういうご意見もいただいています、ということを最初にいただければ委員会がスムーズに運ぶという提案です。

委員

確認したいんですけど。前回、要するに北区の協働のマニュアルをつくらうという話でしたよね、それが最初の目的であるとしていいんですか。

委員長

はい。ただ、委員会の報告書ということになると、去年は何をやっていたんですかという話になってしまう。

委員

マニュアルをこの次にやろうという話だったふうに私は記憶したものですから。そうではなく、報告書のことだったんですね。

委員

次回、マニュアルの議論はしましょうという話なんですね。

地域振興部長

今、鈴木さんが言われたのは、意見を出してもらって再修正したものを提案したとしても、次の会議のときにそれはまた変わっちゃう可能性があるから、むだな作業になっちゃうじゃないかということなんです。

委員

て・に・を・はのそこら辺は指摘どおり直してもいいんですけど、全く違う表現に直すときには、ほかの方のご意見も当然あります。せっかく事務局案をつくったのに全く直したものをまた10月18日に出したのでは何もならないと思うんですね。ですから、ご意見はご意見として何らかの形で集約されて、さっきおっしゃったとおり、この場でこういう意見を寄せられているんだという議論はしてもいいと思うんですけど。直す必要はないと思うんですね。

委員長

行政の方で直せる部分についてはご判断いただき、ここで細かく指示できませんので。4章、5章についても意見のないところで素案をつくっていただいています、それは「たたき台」であるという前提です。ただ、きょう議論したところに関して全く違う意見は出てこなかったと思います。

委員

送られてきた意見を下に、議論で変更する必要はないんじゃないかなと。

委員長

ですから、それは変更できるところとできないところの分けについては行政の方にお任せをするという形です。行政の方で技術的なところは直していただくし、て・に・を・はのようなところで

すね。そうでないところは意見をそろえていただければ結構です。

地域振興部長

1回の修正したものを次回の会議にということですか。二度修正したものとということですか。

委員長

まず、きょうの修正については25日までに出すということですね。

それに対して意見が出るのは、その技術的な部分は直していただき、技術的でない部分は次の委員会のときにこういう意見がありましたと出してくれば結構ですということです。直さなくてもいいということ。

委員

よろしいですか。先ほどのこのマニュアルの案がいつ出てくるのかという話について、まだ回答がないんですが、これは次回、議論をするわけですから、9月25日である必要はないと思いますが、少なくとも10月10日、1週間前ぐらいまでに出てくれば。

委員

もうできていて当然なんですから、9月25日に全部出していただきたいです。今月、マニュアルも話し合おうということだった。

委員

いや、なってないですよ。マニュアルについて我々は検討をする必要があるという議論だったんですよ。いわゆるそのマニュアルについて検討しましょうという議事録になっています。次回について、事前にそういうマニュアルを全部出してという話までは決まっていなかったと思いますよ。

委員

じゃあ、一応9月25日じゃなくてもいいので、締切日を。

地域振興課長

事務局の方の事務的な処理があるので、一つご提案ですけれども、きょういろいろご意見承りましたので、それを踏まえて修正をかける部分と、それからマニュアル部分をあわせまして10月8日の金曜日の日に各委員さんの方にお送りをさせていただいて、それに基づいて1週間後、15日の金曜日までに各委員さんからご意見をいただいて、恐縮なんですけど、その意見をそのままコピーしたものを我々の修正バージョンと一緒に18日の月曜日の促進委員会の方に出させていただくというのはいかがでしょうか。

委員

いいんじゃないですか。

委員長

それでは、きょうのところはこういうことで終わりにしたいと思います。ほかに特にご意見ございますか。よろしいですか。

(なし)

委員長

それでは、第11回の北区NPO・ボランティア活動促進委員会を閉会したいと思います。どうもお忙しい中ありがとうございました。

閉 会